現状と課題

論点

- 1. サービス付き高齢者向け住宅の供給について
- ・平成23年10月から登録を開始し、平成30年3月末までに2,247 戸の登録を行った。
- ・計画における目標量(約2,600人分)達成に向け、順調に推移。
- ・今後、高齢者の増加と医療・介護施設等の不足が見込まれる中 で、サービス付き高齢者向け住宅の量をより一層確保すべきか。
- ・また、量だけでなく、質の確保をどのように図るべきか。
- 2. サービス付き高齢者向け住宅の立地の適正化について
- ・居住誘導区域を含む立地適正化計画の策定は、県内は5市町の み、うち意見聴取を不要としているのは2市。
- ・市町村のまちづくり方針と整合させる必要がある。

- ・サービス付き高齢者向け住宅の立地をどのように誘導すべきか。
- 3. 高齢者の住まいの確保に向けた取り組みについて
- ・特別養護老人ホームの入所要件は、原則として要介護度3以上の高齢者に限定された。
- ・要介護度2以下の高齢者の住まいを確保する必要がある。
- ・要介護度2以下の高齢者の住まいの確保に向けた取り組みについて、どのような対応が必要か。

- 4. 見守り体制のあり方について
- ・緊急時の通報システムの提供を約3割が望んでいるなど、適切 な見守り体制を確保することが重要。
- ・見守り体制のあり方、その受け皿としての住宅にはどのような 対応が必要か。

- 5. 住宅と福祉の連携強化について
- ・高齢者の安定した住まいを確保するため、行政・民間において、 住宅と福祉分野の連携は重要。
- ・福祉の窓口において、住まいに関する相談の対応に苦慮している。
- ・居住支援協議会や居住支援法人を活用した、住宅と福祉の効率的かつ効果的な連携のあり方とは、どのようなものか。
- ・福祉と連携した住まいの情報提供・相談体制の構築について、 | どのような対応が必要か。